

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏推進委員会規約

(名称)

第1条 この会は、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏推進委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、国の連携中枢都市圏構想の下、相当の規模と中核性を備える圏域の中心的な役割を担う高松市（以下「連携中枢都市」という。）と連携中枢都市と連携する意思を有する市町（以下「連携市町」という。）とが、役割分担と相互の連携協力の下に行う取組等について協議し、人口減少、少子・超高齢社会においても、経済を活性化し、圏域全体の魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことのできる圏域を形成することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日総行市第200号。以下「要綱」という。)第5の規定に基づく連携中枢都市圏形成に係る連携協約に関する事。
- (2) 要綱第6の規定に基づく連携中枢都市圏ビジョンに関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって充てる委員で組織する。

- (1) 連携中枢都市及び連携市町（以下「関係市町」という。）の長
- (2) 関係市町の議会の議長

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置く。

- 2 会長は連携中枢都市の市長の職にある者を、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、連携中枢都市に置く。

(委員会の運営の細則)

第8条 その他委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成27年8月14日から施行する。